

※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

※個人事業者用

様式第1号（第4条関係）

記入例

登米市事業復活支援給付金交付申請書兼請求書

令和4年7月1日

（あて先）登米市長

事業所（店舗）の所在地ではなく、**申請者の住所**を記入してください。  
※部屋番号まで記入してください。

名称（屋号）、役職がない場合は記入不要。

郵便番号 〒987-0511

事業所所在地（住所） 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
登米アパート201号室

（フリガナ） トメセツビ

名称 登米設備

職 代表

（フリガナ） トメ サブロウ

氏名 登米 三郎

生年月日 昭和63年1月1日生まれ

押印不要

登米市事業復活支援給付金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり給付金の交付を申請等します。

記

1 交付申請額兼請求額

法人	<input type="checkbox"/>	300,000円	（事業収入減少率が30%以上50%未満）
	<input type="checkbox"/>	500,000円	（事業収入減少率が50%以上）
個人	<input type="checkbox"/>	150,000円	（事業収入減少率が30%以上50%未満）
	<input checked="" type="checkbox"/>	250,000円	（事業収入減少率が50%以上）

国の事業復活支援金に申請した事業収入の減少率によって交付金額が変わります。当てはまるものをチェックしてください。

2 振込先口座情報

振込先	七十七	銀行 金庫・組合 農協・漁協	佐沼	本店・支店 出張所 本所・支所				
	ゆうちょ銀行 店番	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄					
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	（フリガナ） 口座名義	トメ サブロウ 登米 三郎						

通帳から転記（ゆうちょ銀行の場合、ゆうちょ銀行店番に記載してください）  
フリガナについては、通帳に記載のとおり間違わないように記載してください。  
※国の支援金と違う口座への振込を希望する場合は、通帳の写し（口座番号や名義が確認できるもの）を提出ください。

3 申請者の基本情報

申請 事業 者 情 報	<input type="checkbox"/> 法人	法 資 出 資 金	記入不要
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	日本標準産業分類における分類名称 ※ <u>下表からあてはまるものを選択</u>		
	大分類 ( D )		中分類 ( 8 )
	A. 農業、林業	1. 農業 2. 林業	
	B. 漁業	3. 漁業 (水産養殖業を除く) 4. 水産養殖業	
	C. 鉱業、採石業、砂利採取業	5. 鉱業、採石業、砂利採取業	
	D. 建設業	6. 総合工事業 7. 職別工事業 (設備工事業を除く) 8. 設備工事業	
	E. 製造業	9. 食料品製造業 10. 飲料・たばこ・飼料製造業 11. 繊維工業 12. 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13. 家具・装備品製造業 14. パルプ・紙・紙加工品製造業 15. 印刷・同関連業 16. 化学工業 17. 石油製品・石炭製品製造業 18. プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19. ゴム製品製造業 20. なめし革・同製品・毛皮製造業 21. 窯業・土石製品製造業 22. 鉄鋼業 23. 非鉄金属製造業 24. 金属製品製造業 25. はん用機械器具製造業 26. 生産用機械器具製造業 27. 業務用機械器具製造業 28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29. 電気機械器具製造業 30. 情報通信機械器具製造業 31. 輸送用機械器具製造業 32. その他の製造業	
	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	33. 電気業 34. ガス業 35. 熱供給業 36. 水道業	
G. 情報通信業	37. 通信業 38. 放送業 39. 情報サービス業 40. インターネット附随サービス業 41. 映像・音声・文字情報制作業		
H. 運輸業、郵便業	42. 鉄道業 43. 道路旅客運送業 44. 道路貨物運送業 45. 水運業 46. 航空運輸業 47. 倉庫業 48. 運輸に附帯するサービス業 49. 郵便業 (信書便事業を含む)		
I. 卸売業、小売業	50. 各種商品卸売業 51. 繊維・衣服等卸売業 52. 飲食料品卸売業 53. 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54. 機械器具卸売業 55. その他の卸売業 56. 各種商品小売業 57. 織物・衣服・身の回り品小売業 58. 飲食料品小売業 59. 機械器具小売業 60. その他の小売業 61. その他の小売業		
J. 金融業、保険業	62. 銀行業 63. 協同組織金融業 64. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65. 金融商品取引業、商品先物取引業 66. 補助的金融業等 67. 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)		
K. 不動産業、物品賃貸業	68. 不動産取引業 69. 不動産賃貸業・管理業 70. 物品賃貸業		
L. 学術研究、専門・技術サービス業	71. 学術・開発研究機関 72. 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73. 広告業 74. 技術サービス業 (他に分類されないもの)		
M. 宿泊業、飲食サービス業	75. 宿泊業 76. 飲食店 77. 持ち帰り・配達飲食サービス業		
N. 生活関連サービス業	78. 洗濯・理容・美容・浴場業 79. その他の生活関連サービス業 80. 娯楽業		
O. 教育、学習支援事業	81. 学校教育 82. その他の教育、学習支援業		
P. 医療、福祉	83. 医療業 84. 保健衛生 85. 社会保険・社会福祉・介護事業		
Q. 複合サービス事業	86. 郵便局 87. 協同組合 (他に分類されないもの)		
R. サービス業 (他に分類されない物)	88. 廃棄物処理業 89. 自動車整備業 90. 機械等修理業 (別掲を除く) 91. 職業紹介・労働者派遣業 92. その他の事業サービス業 93. 政治・経済・文化団体 94. 宗教 95. その他のサービス業		
T. 分類不能の産業	99. 分類不能の産業		
担 当 者	フリガナ 氏 名	トメ サブロウ 登米 三郎	市からの連絡が取れる連絡先・担当者を記入してください。 連絡は主に平日の午前8時30分から午後5時15分の間に行います。 ※ <u>連絡先の記入は必須です。</u>
	役 職	代表	
	連絡先	(電話番号)0220-01-2345 (会社) 080-1234-5678 (携帯)	

4 添付書類

給付通知書の写しが提出できない場合は、申請状況の確認のため、赤枠内の書類をすべて提出してください。

添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/>	誓約書（様式2号）
	<input checked="" type="checkbox"/>	国の事業復活支援金の給付通知書の写し（両面）
		（給付通知書の写しが提出できない場合）
	<input type="checkbox"/>	国の事業復活支援金のマイページ（登録情報及び申請ステータス）の写し
	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し
	<input type="checkbox"/>	国の事業復活支援金の振込先口座の通帳等の写し
	<input type="checkbox"/>	①金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分
	<input type="checkbox"/>	②支援金の振込日及び振込金額の部分
	<input type="checkbox"/>	（国の支援金と別の口座を指定する場合）振込先口座の通帳等の写し ※金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の部分

国の支援金と別の口座への振込を希望される方は、口座情報の確認のため、通帳の写しを提出してください。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

令和4年7月1日

（あて先）登米市長

（あて先）登米市長

事業所（店舗）の所在地ではなく、申請者の住所を記入してください。  
※部屋番号まで記入してください。

郵便番号	〒987—0511
事業所 所在地(住所)	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米アパート201号室
(フリガナ)	トメセツビ
名 称	登米設備
役 職	代表
(フリガナ)	トメ サブロウ
氏 名	登米 三郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">押印不要</span>
生 年 月 日	昭和63年1月1日生まれ

名称（屋号）、役職がない場合は記入不要

私は、登米市事業復活支援給付金の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。

記

- 給付金の申請に関し、全ての申請要件を満たしています。申請内容の虚偽が判明する等登米市事業復活支援給付金交付要綱の規定に違反したとき又は交付の条件等に違反したときは、交付決定の取消し、給付金の返還等に応じるとともに、加算金等の支払にも応じます。
- 登米市から報告、立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 申請内容に不正があった場合など、必要がある場合には、給付金の支給を受けた事業者名、対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- 給付金の受給状況について、関係機関に情報提供することに同意します。
- 申請書類及び添付書類の内容について、登米市が行政機関、警察等に確認等を行うことに同意します。
- 給付金受給後も継続して事業活動を行うことを誓います。

以上

